

議案第18号

恵庭市議会会議規則の一部改正について

恵庭市議会会議規則の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成30年9月12日提出

恵庭市議会議員 猪口信幸 大野憲義 早坂貴敏  
野沢宏紀

記

恵庭市議会会議規則の一部を改正する規則

恵庭市議会会議規則（昭和48年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

恵庭市議会会議規則新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>第3条～第90条（略）</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>第92条～第168条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第3条～第90条（略）</p> <p>（欠席の届出）</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第92条～第168条（略）</p>